

資料番号	14
------	----

令和5年9月14日
課名 教育委員会事務局
生涯学習課
担当者 課長 桑原
内線 5010

広島県生涯学習審議会委員の任命について

1 概要

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項及び広島県生涯学習審議会条例（平成13年広島県条例第2号）の規定に基づき、広島県生涯学習審議会の次期委員を次のとおり決定した。

2 委員の任務

生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について意見を述べる。

3 委員名簿

別紙のとおり

4 委員の任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日（2年間）

広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県生涯学習審議会
根拠規定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 社会教育法第15条第1項 広島県生涯学習審議会条例
設置目的及び任務	1 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。 2 社会教育分科会は、社会教育法第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議する。
委員の定数	20人以内（社会教育分科会の委員の定数は、15人以内とする。） ※広島県生涯学習審議会条例第2条第1項及び第7条第2項
委員の現員	20人（社会教育分科会15人）
委員の任期	2年間 ※広島県生涯学習審議会条例第3条第1項
報酬 (令和5年度)	10,300円/回
年間開催予定回数	2回程度
選考基準	生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。 1 次の分野から選任する。 学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者 2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者 (3) 5期を超える者 3 男女共同参画に努める。

広島県生涯学習審議会委員名簿

令和5年10月1日現在

区分	氏名	社会教育 分科会	所属・職名等
学校教育 関係者	柄崎 佳之		一般社団法人広島県保育連盟連合会代表理事会長
	保井 俊之	○	広島県公立大学法人観啓大学ソーシャルシステムデザイン学部学部長・教授 兼 慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特別招聘教授
	吉田 美和	○	広島県公立学校校長会連合会 (竹原市立竹原西小学校長)
家庭 教育支援 関係者	緒方 恵理子	○	尾道市向東地区家庭教育支援チーム“親ぢから”代表
	東間 真緒		NPO法人ママの働き方応援隊東広島寺西学級代表
	藤原 みどり	○	広島県高等学校PTA連合会副会長
社会教育 関係者	有光 七重	○	広島県公共図書館協会 (三次市立図書館長)
	川口 隆司		認定特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぽん理事長
	河内 ひとみ	○	広島県公民館連合会 (大竹市立玖波公民館)
	高畑 桜		ここいろhiroshima共同代表
	立石 克昭	○	府中市立府中明郷学園学校運営協議会会長、府中市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
	平尾 順平		特定非営利活動法人ひろしまジン大学代表理事
	福永 崇志	○	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団事務局長
行政関係者	米田 珠美	○	府中町立府中南小学校コミュニティ・スクールサポーター、家庭教育支援チーム「くすのき」代表
	高田 英弘	○	広島県都市教育長会 (竹原市教育委員会教育長)
	西田 祐三	○	広島県町村会 (海田町長)
学識経験者	林 孝	○	広島大学名誉教授、広島大学大学院人間社会科学研究所教職開発専攻客員教授
県議会関係者	本長 糧太	○	広島県議会議員
報道機関関係者	宮崎 智三	○	株式会社中国新聞社論説委員室特別委員
企業関係者	村井 由香	○	広島県中小企業家同友会副代表理事
	20名	15名	

注 1 各区分50音順に記載

2 任期は令和7年9月30日まで